

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年2月18日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり、本件処分が違法であると主張する。

請求人は、処分庁担当者から、〇〇へ移管の許可が得られた旨の話を受け、令和3年8月3日、〇〇に転居した。

しかし、〇〇への移管手続が適切に行われていなかったこと、処分庁担当者から〇〇への再転居を提案されたこと等から、〇〇に再度転居した。

移送費については、「被保護者が転居する場合・・・で、真にやむを得ないとき」には、移送費を支出できるとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（社発第246号）第7－2(7)）。（後記第6・1・(2)参照）

請求人は、従前居住していた住宅を明け渡さなくてはならず、延長された令和3年7月時点以上の延長は期待できない状況であり、転居先を早急に確保する必要があった。

また、請求人は、〇〇病院において、〇〇との診断を受け、「病状の改善のためには、本人の希望する〇〇市での療養が勧められる」と

判断されており、〇〇への転居が望まれる状況にあった。

〇〇区内で探していた転居先は、区の方針転換により借りることができず、請求人は転居先を実際に確保できた〇〇に転居するしか選択肢がなかった。

本件処分が、需要発生から3か月を経過し、遡及期限を経過したことを理由とするのは許されない。

請求人は、引越しが行われた令和3年8月3日以降、継続的に口頭で支払を求めている。

3か月の遡及期限は、法律上の規定ではないし、「最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない」と考えられている（生活保護別冊問答集問13-2）。（後記第6・1・(6)参照）

本件処分は、そもそも認定が適切に行われず、処分庁が認定を誤ったことがその原因であることは明らかである。さらに、一連の経過において生じた費用は、処分庁担当者が移管の許可がおりたと述べたことが主たる原因であり、請求人に帰責する事由がない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 7月 8日	諮問
令和6年 9月12日	審議（第92回第4部会）
令和6年10月11日	審議（第93回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護基準・保護の種類

法４条１項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法８条１項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法１１条１項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、同項１号は、保護の種類として「生活扶助」を挙げ、法１２条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲として「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（１号）、「移送」（２号）を定めている。

さらに、法１１条１項３号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法１４条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 移送費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７・２・(7)・アは、移送は、次のいずれか（(ア)から(タ)まで）に該当する場合において、なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費等とする旨を規定し、同・(サ)は、「被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」としている。

(3) 住宅扶助

住宅扶助に関しては、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居する

ときは、特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと、ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない、とされる（局長通知第7・4・(1)・カ）。

上記局長通知の「転居に際し、敷金等を必要とする場合」については、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」と扶助する場合が限定された上で、「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」等が挙げられている（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の間30の答14）。

(4) 保護の対象者

法19条1項は、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項1号）、及び、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項2号）に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとしている。

(5) 保護の変更の申請に対する決定・通知

法24条3項は、保護の実施機関は、保護の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとしており、同項の規定は、同条9項により保護の変更の申請について準用される。

(6) 扶助費の遡及支給の限度

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2の（答）1は、扶助費の遡及支給の限度を、最低生活費の認定変更を必要とする場合について「3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」とするとし、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされていること、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないこと等を理由に挙げる。

そして、「ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前５年間を限度として追加支給して差しつかえない」とする。

(7) 局長通知、課長通知及び問答集の位置付け

局長通知及び課長通知は、地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものと認められる。

２ 本件処分について

(1) 本件処分についての検討

ア 住宅費（〇〇で確保した住宅の初期費用）（本件却下１）

被保護者が転居に際して敷金等を必要とする場合には、敷金等を住宅費として認定することができる（課長通知により認定する場合は限定される。）、ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない、とされている（局長通知第７・４・(1)・カ。上記１・(3)）。

請求人は、大家の都合による転居であり、課長通知により限定される場合には該当する（課長通知第７の間３０の答１４。上記１・(3)）。

しかし、請求人の転居は処分庁への事前相談もなく行われ、本件申請１についても、その内容を処分庁が知った令和３年８月１２日は、事務所の所管区域から請求人が転出したことを確認した同月４日よりも後である。転居後の保護は転居先を所管区域とする福祉事務所が行うものであり（上記１・(4)）、処分庁は、請求人が〇〇市福祉事務所に同月１１日に保護申請したことを確認した後、同月５日を廃止日として請求人の保護の廃止処理を行った。

以上からすると、本件申請１については、上記局長通知のただし書により認定対象から除外される「近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者」と同様に、処分庁による保護の認定対象とはならないと判断するのが相当である。

イ 移送費（東京から〇〇への飛行機代）（本件却下２）

移送費は、①必要最小限度の交通費等とされ、②被保護者が転居する場合、真にやむを得ないときとされており、この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえないとされていること（局長通知第7・2・(7)・ア。上記1・(2)）からすれば、処分庁がその了承しない転居に伴って発生した費用である移送費（本件申請2。東京から〇〇への飛行機代）を支給しないとした本件却下2は、局長通知の定めには則ったものといえることができる。

ウ 移送費（〇〇から東京への飛行機代及び家財の移送費）（本件却下3及び本件却下4）

〇〇から東京への転居に係る飛行機代及び家財の移送費（本件申請3及び本件申請4）が発生した令和3年8月30日及び同月29日（別紙1・3及び4）は、処分庁が請求人に対する保護をしていない期間であり（同月31日保護開始）、処分庁が保護費を支給する根拠はない。

エ 住宅費（〇〇でのホテル宿泊代）（本件却下5）

請求人の〇〇への帰郷は、自己資金で行われたものであり、事務所の所管区域外のホテルに宿泊する費用（本件申請5）について、処分庁が保護費を支給する根拠はない。

オ 住宅費（東京でのホテル宿泊代）（本件却下6）

東京に戻ってからのホテル宿泊代（本件申請6、別紙1・6）のうち、令和3年8月30日分については、処分庁が請求人に対する保護をしていない期間に発生した費用を対象とするものであり（同月31日保護開始）、処分庁が保護費を支給する根拠はない。

本件申請6のうち、上記以外の分については、住宅扶助費の上限額内で既に支給されている。

したがって、本件申請6について、処分庁がさらに保護費を支給することはできない。

カ 退去清算費（〇〇で確保した住宅の退去に伴う費用）（本件却下7）

上記ア記載の住宅を退去したために請求人が不動産会社から請求された費用（1年未満解約違約金を含む。）については、原因となった退去は処分庁が請求人に対する保護をしていない期間になされており、処分庁が請求人に保護費を支給する根拠はない（そもそも

上記ア記載の住宅の初期費用も支給対象ではない。）。)

以上アないしカのとおり、処分庁が本件申請（7件分）を全て却下したことは、法令等の定めに沿った適正なものといえる。

- (2) 本件処分通知書には、本件却下1ないし本件却下6について、本件申請が令和4年1月19日に行われており、需要があったときから3か月を経過し、遡及期限を超過している旨の記載がある。

この点について、住宅又は宿泊に係るもの3件（別紙1・1、5及び6）は、本件申請前に処分庁が請求人から連絡を受けていることが認められるから、本件却下1、本件却下5及び本件却下6の却下理由として上記記載は適切とは認め難い。しかし、処分庁が本件申請を全て却下したことが適正であることは(1)で述べたとおりであるから、当該記載があることのみをもって、本件処分を取り消すべきとまでは認められない。

- (3) 以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の趣旨に沿ってなされたものといえ、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、担当職員から、〇〇への移管の許可が得られた旨の話を受けて〇〇に転居し、また、〇〇への再転居を提案されたこと等から〇〇に再度転居した、一連の経過において生じた費用は、請求人に帰責する事由がないと主張する。

しかし、担当職員が、〇〇への帰郷を希望する請求人に対して移管手続の説明をし、〇〇市福祉事務所に請求人の移管についての検討を依頼していたこと、請求人から帰郷をあきらめ、事務所の管内で転宅したいとの報告を受けて、〇〇市福祉事務所にその旨を連絡したことは認められるが、請求人の転宅先をめぐるこのような状況の中で、担当職員が請求人に対して移管の許可が得られたと伝えたとは認められない。

また、〇〇市福祉事務所の対応が冷たいとの請求人からの電話に対し、保護担当課長が、自身で〇〇に帰る気があるのであれば、相談は受けるし、処分庁に対する保護申請も可能である旨を説明したことは認められるが、これを〇〇への再転居の提案とみることはできない。

したがって、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1 及び別紙2 （略）